

## 内灘町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する事務取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、内灘町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する規則（昭和39年規則第6号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、保育料に関し必要な事項を定めるものとする。

### (用語)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる者を総称して「保護者等」という。

- 一 支給認定子どもの父又は母
- 二 支給認定子どもの父及び母のない場合は、現に当該子どもを養育する者
- 三 前の各号に規定する者が家計の主催者と認められない場合は、現に家計の主催者である者

### (資料の提出)

第3条 保護者等は、その必要がある場合、規則別表第1備考1に規定する市町村民税の課税基準日に内灘町に居住していなかったときは、市町村民税に係る納税通知書又は当該基準日に現に居住していた市町村から所得及び課税に係る証明書の交付を受け、これを町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、保護者等が保育料の階層決定に係る市町村民税の申告を行っていない場合、又は前項の証明書等を提出しない場合には、規則第3条第2項に規程する階層認定にあつては第8階層に該当するものとして仮に保育料を決定するものとする。
- 3 町長は、前項の保護者等が申告を行い、又は証明書を提出したときは、当該税額が適用される規則別表第1備考1で規定する期間の範囲（ただし当年度を越えない範囲とする）で階層を再度決定し、保育料を上記期間の始期に遡って当該階層の額に訂正する。

### (家計の主宰者の認定)

第4条 保育料の階層区分の決定に際し、4月から8月分の保育料については前年度の、9月から3月分の保育料については当年度の市町村民税の計算に係る父又は母の合計所得金額が、38万円を超えない場合は、児童と同一の世帯に属して生計を一にしている父母以外の扶養義務者のうち、課税額が最多の者を家計の主宰者と認定し、その者の市町村民税の額によって保育料の階層区分を決定する。ただし、町長が相当の理由があると認めるときはこの限りではない。

- 2 前項の家計の主宰者の認定において、保護者等の申出により、4月から8月分の保育料についても当年度の市町村民税の計算に係る父母の合計所得金額により認定することができる。その際は、源泉徴収票、確定申告書の写し等の課税資料を町に提出しなければならない。

(特定被監護者等の申請)

第5条 満22歳以上の特定被監護者等がいること及び同居していない特定被監護者がいることにより、保育料の軽減を受けようとするものは生計を一にするきょうだい等に関する申告書(様式第1号)により町長に申請しなければならない。

2 町長は、規則第3条の規定による保育料の決定後、前項の規定により申請があった場合は、当該保育料を更正し、決定することができる。

3 前項の規定により決定した保育料は、規則第3条の規定により当初決定した保育料と差額が生じたときは、これを精算せず、前項に規定する申請のあった日の属する月の翌月分から適用する。ただし、町長が相当の理由があると認めるときはこの限りではない。

(税額及び保育料の更正)

第6条 保護者等は、保育料の階層決定に係る市町村民税の更正があった場合は、速やかにこれを届け出なければならない。

2 町長は、規則第3条の規定による保育料の決定後、前項の規定により届出があった場合及び公簿等により市町村民税の額の更正が確認できた場合は、当該保育料を更正し、決定することができる。

3 前項の規定により決定した保育料は、規則第3条の規定により当初決定した保育料と差額が生じたときは、これを精算せず、前項に規定する市町村民税関係資料を受理した日又は公簿等による市町村民税の額が確認できた日の属する月の翌月分から適用する。ただし、町長が相当の理由があると認めるときはこの限りではない。

(保育料の納期限)

第7条 保育料は、支給認定子どもの出席日数の多少にかかわらず、規則第5条の規定により指定する日までに納付しなければならない。

(督促)

第8条 町長は、前条の規定により定める日までに保育料を納付しない者があるときは、その者に対し、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の3第1項の規定及び内灘町税外歳入の延滞金等に関する条例(昭和42年条例第23号)第2条の規定により、督促状(様式第2号)を発付しなければならない。

(補足)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。